

名古屋市の第1号訪問事業における **訪問型サービス** の3類型(平成27年7月時点の案)

	予防専門型(従来のサービスと同じ)	生活支援型(一体基準緩和型) ※同一の事業所で「専門型」と「基準緩和型」を一体的に運営	生活支援型(単独基準緩和型)	地域支えあい型																																				
事業主体	営利・非営利法人	営利・非営利法人		各学区の地域福祉推進協議会																																				
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 チェックリストによる事業対象者		要支援者 チェックリストによる事業対象者 (その他支援が必要な一般高齢者)																																				
必要なケアプラン	従来と同様のケアプラン	簡易なケアプラン		初回のみケアマネジメント																																				
提供するサービス	身体介護中心 ※生活援助のみの場合は、原則「生活支援型」で対応する。	日常の掃除・洗濯等の生活支援サービス ※概ね1時間を想定 ※自立を目指した相談・指導(代行ではない)		日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等の ちょっとした困りごとに対応																																				
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定。 週1日～2日 利用者の様態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定。 ※週1日～2日1時間から1時間半の利用時間を想定。		利用者からの希望や生活環境等に応じて柔軟に設定																																				
事業所の指定/委託	事業者指定	事業者指定		市社協に委託																																				
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者等</td> <td>常勤換算2.5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】要介護者40人 要支援者80人(現行と同様のサービスを利用)</p> <p>サービス提供責任者3人以上 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2	訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上	<p>左記の「予防事業専門型」の人員に加えて、緩和基準型サービス利用者の数に応じて必要数。</p> <p>【例】要介護者40人 要支援者80人(基準を緩和したサービスが必要)</p> <p>サービス提供責任者 1人以上+必要数 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>同上</td> <td>必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※	訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等	必要数	従事者	同上	必要数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>同上</td> <td>必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※	訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等	必要数	従事者	同上	必要数	<p>・ボランティアコーディネーター 1人以上</p> <p>・一定の講習を受講したボランティア 必要数</p>
	必要な資格	配置要件																																						
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																																						
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2																																						
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上																																						
	必要な資格	配置要件																																						
管理者	なし	専従1以上 ※																																						
訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等	必要数																																						
従事者	同上	必要数																																						
	必要な資格	配置要件																																						
管理者	なし	専従1以上 ※																																						
訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等	必要数																																						
従事者	同上	必要数																																						
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者		無償ボランティア ただし、1回あたり100円相当のポイントを付与																																				
基本報酬額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月1,168単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月2,335単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月3,704単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※既存の介護予防訪問介護と同額の報酬</p>		月額報酬	週1回	月1,168単位	週2回	月2,335単位	週2回超	月3,704単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月 840単位程度</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月1,680単位程度</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月2,530単位程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予防事業専門型サービスの7割程度の報酬を想定。</p> <p>* 訪問介護における「生活援助中心型45分以上」の報酬単価をもとに積算</p> <p>* 介護保険制度における処遇改善加算相当分も加味</p>		月額報酬	週1回	月 840単位程度	週2回	月1,680単位程度	週2回超	月2,530単位程度		<p>・1団体年10万円程度の補助金を交付</p> <p>・ボランティアコーディネーターへの謝金 →半日程度:1,000円(月24,000円を上限)</p>																				
	月額報酬																																							
週1回	月1,168単位																																							
週2回	月2,335単位																																							
週2回超	月3,704単位																																							
	月額報酬																																							
週1回	月 840単位程度																																							
週2回	月1,680単位程度																																							
週2回超	月2,530単位程度																																							
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担		年300円程度の手帳発行手数料を負担																																				
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由	国保連経由		事業者へ直接支払い (社協に事務を委託)																																				
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)		限度額管理なし																																				
事業の担い手等(想定)	既存の介護予防訪問介護事業所が移行する。	NPO、生活協同組合、社会福祉法人が単独型を実施することを想定。 既存の介護予防訪問介護事業所が一体基準緩和型を実施することを想定。		平成27年度 → 12区50学区に拡大予定。 平成29年度 → 全市に展開予定。																																				
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、更なる取り組みを検討	元気高齢者や主婦等の潜在的介護者を対象とした担い手の養成研修を平成27年10月から実施。		元気高齢者や主婦等を対象とした担い手の養成研修を実施。																																				